

けやきの森 居宅介護支援事業所 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 株式会社けやきの森が開設するけやきの森居宅介護支援事業所(以下、「事業所」という。)の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態ある高齢者(以下、「要介護者」という。)に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

- 一 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択にもとづき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- 三 利用者の意思および人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。
- 四 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。
- 五 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 けやきの森 居宅介護支援事業所
- 二 所在地 山形市大字漆山字念仏段 1903-1

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1人以上(常勤兼務職員)
管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行い、また必要な指揮命令を行う。
- 二 介護支援専門員 1人以上(常勤専従職員)
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 1日～30日までの月曜日～金曜日（祝日含む）。
※休日：毎週土曜日、日曜日 暦月の31日
年末年始：12月30日～1月3日まで。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- 一 居宅サービス計画の作成
- 二 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- 三 介護保険施設への紹介
- 四 利用者に対する相談援助業務
- 五 その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 居宅介護支援の提供方法の内容は、次のとおりとする。

- 一 利用者から相談を受ける場所は、利用者の自宅もしくは利用者の指定する場所または事業所内の相談室とする。
- 二 サービス担当者会議の開催場所は、利用者の自宅もしくは事業所内の相談室とする。
- 三 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、最低月一回は利用者の自宅を訪問し、利用者の近況および居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にあたるものとする。
- 四 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、利用者の自宅を訪問し面接を行い、居宅サービス計画ガイドラインを用いて、利用者について解決すべき課題を把握し居宅サービス計画を作成します。
- 五 指定居宅介護支援事業所は、居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者及びその家族の同意を得ることとします。
- 六 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることの説明を行い、理解を得ることとします。
- 七 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院、診療所に入院又は退院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝え、医療との連携を図ります。
- 八 ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表します。

- イ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。
- ロ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合。

(文書の交付方法)

第8条 指定居宅介護支援事業所は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合においては、当該文書を交付したものとみなします。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 事業所の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 事業所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第一項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）。
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したものを交付する方法。
- 三 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものに限る。
- 四 第一号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 五 指定居宅介護支援事業者は、第四項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - イ 第四項に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの
 - ロ ファイルへの記録の方式。
- 六 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第9条 指定居宅介護支援の方針は、基本方針及び基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとします。

一 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

二 事故発生時の対応

イ 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

ロ 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

ハ 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供より賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

三 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

四 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるように配慮すること。

五 多機関・多職種連携による支援高齢者の自立支援を実現するため、サービス事業者や医療機関インフォーマルサービスを提供するNPOや民間企業等、高齢者支援に関わる多機関・多職種との連携を図ること。

六 利用者に対するチームアプローチ（多職種協働）を実践するために、サービス担当者会議や地域ケア会議、各種研修、その他日頃からの情報交換を通して、専門職が連携・協働し効果的な支援につなげていくこと。

七 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合や、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医の意見を求めるほか、利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行いケアプランや支援に反映させる等、医療機関との密な連携を図ること。

八 ケアマネジメントの質の向上と人材育成 介護支援専門員等は、高齢者の自立支援とQOLの向上を実現するため、日頃からケアプランの自己点検や自己研鑽に努め、自らその質の評価を行い、常にその改善を図っていくこと。

九 地域包括支援センター等による圏域毎の情報交換会、自立支援型地域ケア会議、介護支援専門員等を対象とした研修会への参加を通じて、ケアマネジメントの質の向上に努めていくこと。また自立支援に資するケアマネジメントをより一層推進する観点から、AIを活用したケアマネジメントの推進を行っていくこと。

(苦情処理)

第10条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 一 事業所は、提供した指定居宅介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 二 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第11条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 一 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止の為の指針の整備。
- 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 五 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時について、利用者に対する指定居宅介護支援提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 一 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 二 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急や無得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急や無得ない理由を記録するものとする。

(利用料等)

第16条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の内容は次のとおりとする。

- 一 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担は無しとする。
- 二 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- イ 通常の実施地域外の交通費においては、通常の実施区域を超えた場所より1kmにつき60円とする。尚、通常の実施区域外に所在する介護保険施設や医療機関等において、現地対応が必要と判断された場合においても同様に支払いを受けることとする。
- ロ 前項の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第17条 通常の事業の実施地域は、山形市及び天童市とする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 その他の運営についての留意事項の内容は次のとおりとする。

- 一 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るために継続的に研修を行うものとする。
- 二 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 三 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 四 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社けやきの森代表取締役と事業所の管理者との協議にもとづいて定めるものとする。

附則

この規程は、

- 平成22年11月25日から施行する。
- 平成22年11月17日から一部変更（利用料金）し施行する。
- 平成30年4月1日から一部変更（利用料金）し施行する。
- 令和元年5月1日から一部変更（新元号）し施行する。
- 令和元年10月1日から一部変更（利用料金）し施行する。
- 令和2年6月2日から一部変更（基本方針及び基本取扱指針）し施行する。
- 令和3年4月1日から一部変更（基本方針及び利用料金）し施行する。
- 令和6年4月1日から下記の項目を新設、変更し施行する。
 - （職員の職種、員数および職務内容）変更
 - （指定居宅介護支援の具体的取扱方針）変更
 - （苦情処理）新設 （個人情報保護）新設
 - （虐待防止に関する事項）新設 （事業継続計画の策定）新設
 - （衛生管理）新設 （身体拘束）新設